

令和5年度（2023年度）第1回北海道障がい者施策推進審議会

日時：令和5年（2023年）6月14日（水）18時00分から19時10分
場所：かでる2・7 7階730会議室

【事務局】

ただいまから令和5年度第1回北海道障がい者施策推進審議会を開催いたします。本日の司会を務めます障がい者保健福祉課の相馬でございます。よろしくお願ひいたします。それでは開催に先立ちまして、障がい者支援担当局長の石橋より御挨拶を申し上げます。

【石橋局長】

保健福祉部障がい者支援担当局長の石橋でございます。本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。
日頃から皆様には、道の障がい福祉行政に御協力をいただいておりますことに、心より感謝いたします。

北海道におきましても、令和2年1月頃から3年以上猛威を振るっておりました新型コロナウイルス感染症でございましたが、これまで行って参りました様々な感染防止対策が緩和され、本日のように皆様と一堂に会することができるなど、以前の生活に少しずつ戻りつつあります。これまでの皆様の感染防止対策に対する御協力に深く感謝を申し上げます。引き続き基本的な感染症対策に取り組んでいきながら、その状況下においても、障がいのある皆様方が必要とする障がい福祉サービスを提供することができますよう、各種の施策に取り組んで参りますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

本日の審議会でございますが、1点協議事項がございます。仮称でございますが、第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい者福祉計画の策定について協議をさせていただきたいと考えておりますので、皆様方から忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、北海道障がい者基本計画及び北海道障がい福祉計画の目標でございます「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会」を目指しまして、委員の皆様方にお力添えをいただきながら、より実効性のある計画としたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

それではお手元の資料を確認させていただきます。会議次第、配席表、出席者名簿、資料1、資料2、資料3－1から4となってます。配布漏れなどがありましたら、お知らせください。

続きまして、本日の日程ですが、19時30分を自処に終了させていただきたいと存じますのでご協力ををお願いいたします。

つぎほんじつしんぎかい 次に本日の審議会におきまして、昨年12月開催時に委員の皆様と事務局をご紹介させていただいたところですが、今年度第1回目の開催であること。令和5年6月の人事異動により、事務局の職員が変更しておりますので、改めて委員の皆様と事務局を紹介させていただきます。

いっぽんざいだんほうじんあさひかわて 一般財団法人旭川手をつなぐ育成会 副会長 菅原様、

いっぽんざいだんほうじんほつかいどうなんびょうれん 一般財団法人北海道難病連 理事 深瀬様、

ほっかいどう D P I 北海道ブロック会議 事務局次長 山崎様、

しゃかいふくしほうじんほつかいどうしゃかいふくしきょうぎかいんりよう 一般社会福祉法人北海道社会福祉協議会権利擁護推進部 部長 亀川様、

いっぽんしゃだんほうじんほつかいどういしかい 一般社団法人北海道医師会 副会長 藤原様、

ほっかいどうしんたいしようがいしゃふくしせつきょうぎかい 一般社団法人北海道精神科病院協会 会長 櫻田様、

えにわしこみらいぶ 恵庭市子ども未来部えにわっこ応援センター センター長 高橋様、

ふじょしだいがくめいきょうじゅはしもと 一般女子大学 名誉教授 橋本様、

いっぽんしゃだんほうじんほつかいどうせいしんかびょういんきょうかい 一般社団法人北海道精神科病院協会 会長 松原様、

いっぽんしゃだんほうじんほつかいどうちできしおう 一般社団法人北海道知的障がい福祉協会 理事 山崎様、

ほんじつけっせき いいんほんかいどうしちょうかい また、本日欠席の委員ですが、北海道市長会 北斗市長 池田様、

ほっかいどうせいしんしょうがいしゃかいふくしゃれんごう 一般社団法人北海道精神障害者回復者クラブ連合会 副会長 石山様、

あさひかわいかだいがくびょういん 旭川医科大学病院リハビリテーション科 教授 大田様、

かぶしきかいしゃだいひょうとりしまりやく 一般株式会社シムス 代表取締役 斎藤様、

ほっかいどうちょうそんかい ちょうせいいちゅう 一般北海道町村会は調整中でございます。

つづ 続きまして、事務局について御紹介させていただきます。

はじ まず初めに、障がい者基本計画につきましては、障がいのある子供に対する支援を定めてい
しょ ます。こうした中、国においては本年4月に子ども家庭庁が発足しております、道において
なか しかも、障がい福祉計画につきましては、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を担っており
くに ます。政策局子ども政策企画課及び子ども家庭支援課を配置し、今後、本会議におきましては、子育て
ほんねん 政策局子ども政策企画課及び子ども家庭支援課を配置し、今後、本会議におきましては、子育て
がつ がんご こたんとうしょくいん こそだ 支援担当局長以下担当職員に出席していただくことになりましたのでご了解願います。

じゅん それでは順にご紹介させていただきます。

ほけんふくしぶふくしきょくしょ 保健福祉部福祉局障がい者支援担当局長 石橋でございます。

こども政策局子育て支援担当局長 森でございます。

ふくしきょくしょ ふくしきょくしょ 保健福祉課長 徳田でございます。

ふくしきょくしょ ふくしきょくしょ 保健福祉課精神医療担当課長 河谷でございます。

こども政策局子ども家庭支援課長 和田でございます。

ふくしきょくしょ ふくしきょくしょ 福祉局障がい者保健福祉課課長補佐 名久井でございます。

おな おな 同じく課長補佐 山下でございます。

おな おな 同じく主幹 菊池でございます。

おな おな 同じく課長補佐 柏木でございます。

おな おな 同じく課長補佐 富加見でございます。

こ こ 子ども政策局子ども家庭支援課課長補佐 関本でございます。

それでは、ここからの議事進行は、藤原会長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

【藤原会長】

よろしくお願ひします。それでは早速、議事に入りたいと思います。協議事項1、第3期北海道障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

はじめに資料の3-1をご覧ください。本日の審議会では、これから御説明させていただく統合計画の各章の柱となる骨格案を資料3-1で、次に計画推進のための具体的な取組の項目に当たる推進項目と推進施策案を資料3-2で、次に令和8年度の成果目標を、まずは先月に国から示された指針に記載があるものを仮置きしております成果目標案を資料3-3で、最後にサービス量の見込みと基盤整備について、こちらも国の指針に記載されているものを、まずは仮置きして資料3-4としております。

本日は、この資料3-1骨格案で統合計画の全体イメージを把握していただいて、計画を推進するための取組やサービス量の見込み等の概要を説明いたしますので、御承知おき願います。

それでは資料1から説明させていただきます。1ページ目の1、計画の統合について、北海道障がい者基本計画と、北海道障がい福祉計画を統合することとしておりますが、この件に関しましては、令和4年12月開催の本審議会において協議済みであり、統合にあたっては障がい福祉計画をベースに統合することにしております。

2、計画の名称につきましては、今後の検討とさせていただきます。

3、計画の期間につきましては、国においては3年を一期としての策定を基本としておりますが、都道府県及び市町村の実情に応じ、柔軟な期間設定が可能となっております。

道としては、3年毎の計画の見直しでは、サイクルが異なることで計画策定に係る負担が大きいことにより、検証が不十分なまま次の計画の策定作業に追われることなどを考慮し、全体的な改定は6年とし、3年の中間見直しとして指標等の見直しを図ることとしたいと考えております。

4、策定等の考え方については、（1）施策の推進項目につきましては、柱立てを障がい者基本計画として、障がい福祉計画の該当部分を移行すること。（2）障がい福祉計画にない項目や、内容については、障がい者基本計画から移行することとなっております。

5、計画の内容についてですが、右側の新しい計画として、第3期北海道障がい者基本計画、第7期北海道障がい福祉計画、そして、第3期北海道障がい児福祉計画、第6期北海道障がい者就労支援推進計画を網羅する内容となります。

3ページ目の6、計画の検討組織についてですが、本審議会で総括的な協議を行ふこととし、各部会等において、専門の内容を検討していただくこととしております。

7、今後の主なスケジュール予定についてですが、本日の本審議会開催以降、第2回目を8月下旬に計画の基本的な考え方を協議いただき、3回目は10月中旬に計画の素案を協議いただ

き、最後の4回目を令和6年1月中旬に計画案を協議いただくこととしております。

続きまして資料2です。国の基本指針の見直しについて、先月5月に告示されておりまして、先ほど説明した計画期間の考え方や、14点の見直しのポイント、5ページ目のとおり令和8年度末までの成果目標が示されており、新規を中心のご紹介しますが、③、地域生活支援拠点の充実では、強度行動障害を有するものの支援ニーズの把握及び支援体制整備。④、福祉施設から一般就労への移行等では、就労移行支援事業所修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所の5割以上。⑤、障害児支援の提供体制の整備等では、医療的ケア児支援センターを設置、こちらにつきましては道では昨年6月30日に設置しております。他には障害児入所施設から移行調整に係る協議の場を設置。⑥、相談支援体制の充実・強化等については、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等となっております。

続いて、3-1の骨格案について、2枚ものの鑑の統合ですが、次期計画は、2つの計画を統合し、第1章の計画の基本的事項から第7章のサービス量の見込みと基盤整備の構成になっております。8ページから9ページの章毎の柱では、第6期北海道障がい福祉計画を基本とし、章の中の節の内容を一部入れ替えた内容となっています。

続いて資料3-2、計画を推進させていくための具体的な推進項目と推進施策案の内容についてですが、10ページから11ページの鑑を2枚めくっていただき、12ページ以降統合計画の推進項目と推進施策は、資料の真ん中の第6期北海道障がい福祉計画を基本として整理していくこととし、今後の総合計画の素案作成までの間に、障がい福祉計画で抜けている施策のうち、基本計画の中から必要と考える施策について追加作業を進めることになります。

続いて資料3-3、成果目標についてでございます。基本的には国の指針に基づき数値等を入れ替えておりますが、地域生活移行者数については、国の成果目標と道の実態がかけ離れていることから、設定にあたり今後の検討を必要としているところです。

新規の指標のみご紹介しますが、まずは、18ページの4、福祉施設から一般就労への移行目標において、就労定着支援事業者の実績や、地域の就労支援ネットワークの強化などが設定されており、19ページの障害児支援の提供体制の整備目標では、障害児入所施設に入所する児童がふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置。6、相談支援体制の充実・強化等では、各市町村に基幹相談支援センターの設置（共同設置可）が設定されたところでございます。

今後、こうした国の指針を基本に設定することになりますが、道の地域性や現状を考慮し、道の計画としての成果目標の設定について、議論・検討することになります。

最後に資料3-4、サービス量の見込みと基盤整備案についてですが、こちらも新規のみご紹介しますが、22ページの3、日中活動系サービスの就労選択支援（利用者数）、23ページの5、精神障がい者への支援、精神障がい者における自律訓練（生活訓練）（利用者数）、24ページの11、福祉サービス等の質の向上で、相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理者研修修了者の見込み及び意思決定支援ガイドラインを活用した研修の実施回数

および就労者数の見込みについて、設定されるところでございます。

サービス見込み量についても、こうした国の指針を基本に設定することになりますが、こちらも道の地域性や現状を考慮し、この計画としてサービス量の見込みの設定について、今後検討していただくことになります。事務局からは以上でございます。

【藤原会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。今後、分科会において詳細に検討していくことになりますが、今回の説明について、御意見や御質問のある方は举手をお願いします。はい、山崎委員お願いします。

【山崎（恵）委員】

15ページの資料3-3、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標についてですが、入院3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点の退院率、長期入院患者数などが記載されていますが、この中にはお亡くなりになった死亡退院も含まれているのかお聞きしたいです。

【事務局】

障がい者福祉課で精神保健医療を担当しています柏木と申します。よろしくお願ひいたします。こちらの数値ですが、手元に資料がなくて、詳細は次回に御説明させていただきたいと思いますが、御質問のありました死亡された方のカウントについて、今、お話しできることは、退院率については国において調査をしております。診療報酬に係るレセプトなどを集計した結果を元にこちらの数値が作成しております。その中で死亡した方がどのように取扱いされているかを調べて、次回御説明させていただきたいと思いますので御了承いただけないでしょうか。よろしくお願ひいたします。

【藤原会長】

よろしいでしょうか。はい。それでは深瀬委員お願ひいたします。

【深瀬委員】

15ページの成果目標、4の福祉施設から一般就労への移行目標ですが、私たちも就労継続支援A型・B型の現場を見てきて、一般就労として一般の会社に就職をした方が増えていきますが、その後、8割近くが辞めて、就労継続支援A型・B型に戻ってきてしまう現状がありますので、この辺りも検討していただきたい。

【事務局】

障がい者保健福祉課で就労支援を担当しています山下です。貴重な御意見ありがとうございます。一般就労に関しては、定着するような取組も国の障がい福祉サービス事業でも考えているところですが、実態として一般就労後に辞めて戻ってしまうことも把握しております。今回、成果目標を設定する際には、状況を確認しながら考えていただきたいと思います。

【藤原会長】

なぜ戻るのかも含めて調査しているのでしょうか。

【事務局】

それぞれの障がいの特性がありますが、作業内容や職場環境、個別のケースにより、職場に慣れることが難しいということが原因の一つでもあります。

【深瀬委員】

確かに職場に慣れないことや、精神や知的など障がいの特性によって悩んでしまうこともあると思いますが、原因はそれだけではないので、詳細に調査していただきたいと思います。

【藤原会長】

本件に関してよろしくお願ひします。それでは菅原委員お願ひします。

【菅原委員】

私も資料3-3の4、福祉施設から一般就労への移行目標についてとなりますが、障がいを持つ人が一般就労するために大切なことは、職場環境と人間関係だと思います。私が現在勤めてるコールセンター業務に障がい者雇用をしてもらい丸10年が経ちます。職場には、働きやすい環境を考えて配慮してもらっていることを実感をしております。一般就労後は障がいのある方の特性への配慮や、働きやすい職場環境を整えることがとても重要だと思います。年度単位で福祉施設から一般就労している人はどのくらいいるのでしょうか。

【事務局】

手元に具体的な資料を持ち合わせていないため、調べまして、改めてお伝えしたいと思います。

【菅原委員】

私の勤めている法人は、一般就労が9割となっています。100人当たり約90人が一般就労し、現在も仕事を続けていますが、一番大切なのは定着支援だと思います。例えば、ちょっとしたことでつまづいたり、しくじって怒られたりすると心が弱ってしまいます。その時にどのように支えるか、定着支援が大切だと思います。定着支援は制度的に利用期間が決められていて、何十年も利用できないと思いますが、障がいのある方は、基本的に障がいが治ることはないので本当はずっと必要となるわけなので、適材適所の支援があればと思います。

また、福祉施設から一般就労という書き方が、どうしても入所施設からと見えてしまって、よく読めば就労移行支援事業所や就労継続支援事業所からだとわかりますが、書き方は考えた方が良いと思います。

一般就労の現状に関しては、人手不足であり、どの企業も人手が欲しいわけであり、少し頑張れば全員一般就労できると思います。そういう意味では障がいのある方は、すごいチャ

おも
ンスだと思ってますので、この部分の数値は少し高めに設定しても大丈夫だと思います。

ふじわらかいちょう
【藤原会長】

さき ひょうげんほうほう
はい、ありがとうございます。先ほどの表現方法について、どのような表現がよろしいでしょうか。

すがわらいいん
【菅原委員】

ふくしげいしようよ
福祉事業所が良いと思います。施設という言葉は紛らわしい。

ふじわらかいちょう
【藤原会長】

ほか いけん やまさきいいん
はい、ありがとうございます。この他にご意見はありますか。山崎委員お願いします。

やまさき ち いいん
【山崎（千）委員】

わたし じりつせんきょうぎかい ちいきいこうぶかい かか
私は自立支援協議会と地域移行部会に関わっていて、北海道は日本のトップを切って、地域
いこう いま ひ ぱ じっせき
移行を今まで引っ張ってきた実績があるので、これから更に国がいうような地域移行のパーセン
テージは難しいと思います。入所施設は65歳以上の人人が圧倒的に多く、パンフレットを見たら
かいごしそつ ちでき にゅうしょしそつ
介護施設なのか目的の入所施設なのかわからないくらい高齢化しており、国がいうような地域
いこう すうち すこ ちが おも
移行の数値は少し違うと思います。

ふじわらかいちょう
【藤原会長】

まつばらいいん
ありがとうございます。松原委員、お願いします。

まつばらいいん
【松原委員】

いま やまさきいいん
今、山崎委員もおっしゃっておりましたが、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの
こうちく ほうかつ
構築、いわゆる「にも包括」ですが、長期入院されている方はかなり高齢化しております、
じっさい ちいき せいかつ
実際に地域で生活できるか難しいところもあり、高齢化は重要な問題であると考えています。

ふじわらかいちょう
【藤原会長】

はしもといいん
はい、ありがとうございます。橋本委員お願いします。

はしもといいん
【橋本委員】

ひじょう おお
非常に多く、広く、深い、大変な計画策定への取組だと認識しています。北海道という特徴を
かんが
考えたときには、支援がどこの市町村でも整っているわけではなく、広域的な基盤といいます
か、先々に提案できるような形で計画に盛り込めると良いと思います。

ふじわらかいちょう
【藤原会長】

たかはしいいん
はい、ありがとうございます。高橋委員、お願いします。

たかはしいいん
【高橋委員】

わたしあん
私は障がい児支援に関わっている仕事に携わっています。今回、北海道の計画ということも

あり、橋本委員のお話しのとおり北海道はかなりの広域であり、地域によっては様々な状況だと思いますので、その部分も考慮して計画が策定されると良いと思います。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。櫻田委員お願いします。

【櫻田委員】

22ページの資料3-4の3、日中活動系サービスの新規項目の就労選択支援について、新しいサービスとしてマッチング、サポートするような制度でしょうか。

【事務局】

この就労選択支援については、昨年度閣議決定され、3年以内に施行されることになりますが、施行日は決まっておりません。障がいのある方が働き方について良い選択ができるように、就労を希望する本人の希望や就労能力、就労アセスメントを活用して、本人の適性に合った選択をできるように支援を行い、就労系障がい福祉サービスや一般就労へ繋げる新たなサービスとなります。

【櫻田委員】

障がいのある方の導入口をしっかりと見極めて、本人に合った就労ができるような新たなサービスということですね。ありがとうございます。もう1点、地域移行について、重度障がい者の方々や施設に入所されている方々が地域に戻るといった際に、地域資源が非常に不足している状況下では現実的に難しい状況があり、全国的に施設から地域への方向に向かっての中で、具体的にどうやっているのか、なかなか解答が見つからない中で、検討している具体策があれば教えてください。

【事務局】

御意見ありがとうございます。長く施設に入所されている方が地域で生活することは、慣れ親しんだ場所から新しい環境へ行くことになるため定着が難しいところです。
具体的な対策については、地域移行部会を設置しておりますので、その中で検討を進めていかたいと考えております。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。亀川委員お願いします。

【亀川委員】

私の日々の業務の中でも就労継続支援A型やB型、在宅で通われている方と接している中で感じていることですが、障がいのある方が自立した生活を送るための基盤として、就労の支援は大変重要であり、また課題も大きいと思います。本日のように様々な意見などを反映させながら具体的に進めていければと思います。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。先ほど山崎委員から数値目標が全国と異なる部分があると
御意見があり、それは北海道独自に変えられるものなのでしょうか。

【事務局】

皆様から御意見をいただいて、北海道の実情に合わせて、変えることは可能でございます。

【藤原会長】

ありがとうございます。就労支援に関して少し疑問なのですが、一般就労するのが目的なのか
か、一般就労して定着するのが目的なのか、就労には事業所等の問題があり、定着には地域
の協力を必要とすると思いますが、この件は計画に盛り込まれているのでしょうか。

【事務局】

今回は国の指針に置き換えたところでしたので、北海道のオリジナルを目標設定することも
可能かと考えております。これから皆様のご意見を伺いながら設定できたらと考えております。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。他に御意見はいかがでしょうか。はい、山崎委員お願いします。

【山崎（恵）委員】

23ページの資料3－4の4、訪問系サービスですが、他の委員の皆様からもご意見がありまし
たが、入所施設から地域移行する際に、北海道の場合はかなり広域になりますので、特に居宅
介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護は地域移行した際、主流のホームヘルプサービスにな
るかと思いますが、相談支援専門員自体が介護保険のサービスと障がい福祉サービスが全く違
うことを理解していなかったり、障がいの状況によっては、重度訪問介護が利用できるとい
うことを知らなかったり、場合によっては郡部の市町村福祉課窓口の担当者自身も重度訪問介護が
給付できる仕組みになっていること、このこと自体を初めて聞いたというようなことが多くあり
ます。

相談支援専門員を含めた情報を、特に障がい福祉を担当する市町村の担当の方へ研修を
充実していかないと、地域移行というサービス量の見込みや基盤整備が成り立っていないと
思いますので、研修等を含めてどのようなお考えがあるかお聞きしたいと思います。

【藤原会長】

はい、貴重な御意見ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。お話しのとおりご高齢になった場合には、介護保険のサービスと障が

い福祉サービスが障がいの区分や程度によりますが、重複して使用することも可能となります。ケアマネージャーが作成するプランと、障がい福祉サービスの利用計画があって、組み合わせて使用することを審査するのが市町村職員となりますので、担当職員の知識は必要となります。御質問をいただきました相談支援専門員の研修に関して、サービスの基本的な知識は重要だと認識しておりますので、研修の際にはしっかりと伝えていきたいと考えております。

【藤原会長】

ありがとうございます。どこの系統も介護者はいなくて、人員不足の状況です。人が足りないと言われることが多く、病院や施設でも、旭川のような大都市でも聞きます。今回の計画には、人員不足の関係は入っているのでしょうか。

【事務局】

計画の中に人材の確保や養成などが入っています。今後、人材育成部会等で議論し、進めて行ければと思っています。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。深瀬委員、お願いします。

【深瀬委員】

重度訪問介護の時間数についてですが、市町村によって上限が異なっており、例えば札幌市では720時間となりますが、他の市町村では720時間以下の上限となっていることが多く、北海道は広いので、一度平均の時間数を調べていただきたいと思います。

【事務局】

ご意見承りました。一度機会を見て調査を行い、審議会の皆様へ情報提供したいと思います。

【菅原委員】

22ページの資料3-4の3、日中活動系サービスのところですが、就労定着支援というのは具体的にどのような支援を行うのでしょうか。

【事務局】

利用期間は最大3年間、一般就労後6か月を経過した方が定着するよう支援を行います。一般就労した障がいのある方との相談を通じて、日常生活や社会生活における課題を把握し、企業等との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。統合した計画の新規項目を幾つか説明いただきましたが、この新規項目は国から出た内容となりますか。

【事務局】

そのとおりです。この新規項目を、道の計画に盛り込むべきか検討して参りたいと考えます。
詳細については、各部会において検討していきます。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。先日、医師会で話題となったのですが、医療的ケア児について、全道的に市町村単位でどのくらい対象者がいるのか把握しているのでしょうか。

【事務局】

医療的ケア児については、市町村を経由して、毎年調査を実施していますが、札幌市からは報告をいただいておらずに、札幌市を除いた分については、昨年度分を取りまとめているところであります。

【藤原会長】

札幌市を除く市町村分ではどのくらいとなりますか。

【事務局】

408名の実績となっています。

【藤原会長】

札幌市は政令市となるため、独自に行っているのでしょうか。

【事務局】

札幌市の実績もあると思いますが、私どもの方では各市町村社会福祉部局において掌握している実績となります。札幌市からは報告がない状況のため、札幌市分を含めた実績はお答えできません。

【藤原会長】

ありがとうございます。他に御意見はいかがでしょうか。山崎委員、お願いします。

【山崎（恵）委員】

医療的ケア児といつても、24時間人工呼吸器を使用して、喀痰吸引等を行って、導尿や経管栄養を行って、ダブル又はトリプルのいわゆる最重度医療的ケアを行っているお子さんや、食事等の胃ろうだけで良いお子さん、吸引をするために気管切開だけして、基本的に呼吸器は使用していないお子さんだったりと状態は様々だと思いますが、そのあたりを細かくクロス集計して、24時間目の離せない重度の医療的ケア児が何人いて、そうではない医療的ケア児が何人いるなどの数値は出されているのでしょうか。

また、札幌市もそうですが、短期入所が常に満床状態であり、緊急保護も取り扱えない状態となり、お子さんだけでなく、保護者自体も孤立化して、地域での居宅介護等のサービスが十分に給付されておらず、ヘルパー不足もある現状の中で、一家心中にもなりかねないケース

たたかわるおもきょうじょうきょうせつぱくかていはあくちょうさじっしが多々あると思いますが、このような危機的状況であり切迫した家庭を把握する調査を実施しているのか教えてください。

【事務局】

きちょうごいんしちょうそんかいとうなかていどいりょうてき
貴重な御意見ありがとうございます。市町村からの回答の中では、どの程度の医療的ケアを必要とされているのかを含めてそれぞれ提供いただいているところですが、現在私どもの手元にある資料では、以前厚生労働省のワーキングで分類をした基準に基づいて、例えば肢体不自由の程度、知的な障害がいの程度、重度心身障害など、それぞれの分類された人数を把握しているところです。

それから、御家族の方のケアに係る負担や、利用できている若しくは利用したい制度等につきましては、現在医療的ケア児のいる市町村にコーディネーターを配置する取組を進めており、そのコーディネーターがお一人お一人の課題や不安に対して寄り添っていく体制を作ろうと考えております。

御家族だけでは難しいところがありますので、コーディネーターと市町村をはじめとした地域が必要なことを用意していく取組を考えています。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。他に御意見はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、その他について、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

じかいしんぎかいかいさいがつごろよていこんねんどけいかくさくていとし
次回の審議会の開催につきまして、8月頃に予定しております。今年度は計画の策定年となりますので、資料の説明のところでも申し上げましたが、10月頃に第3回、来年1月頃に第4回を開催する予定です。日程につきましては、改めて日程調整の御連絡をさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いします。

いいんみなさまなかとうごうけいかくせんもんできぶぶんきょうぎしんざかいぶかいけんり
また、委員の皆様の中には、この統合計画の専門的な部分を協議いただく審議会の部会、権利擁護部会、意思疎通部会、医療的ケア児部会、自立支援協議会など、各部会の委員として参加いたします。おもあわひつづけいかくさきていけんとうあごきょうりょくおねが
ただくと思われますので、併せて、引き続き計画策定の検討に当たり、御協力をお願いいたします。

【藤原会長】

ほんじつかんけつめいりょうせつめいいいんみなさませつきよくてきごいん
はい、ありがとうございます。本日は簡潔明瞭な説明、委員の皆様からの積極的な御意見をいただきまして、ありがとうございました。本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。それでは、進行を事務局へお任せします。

【事務局】

ふじわらかいちょういいんみなさまいじょうれいわねんどだい
藤原会長ありがとうございました。委員の皆様もありがとうございました。以上で令和5年度第1回北海道障がい者施策推進審議会を終了いたしました。皆様、本日はどうもありがとうございました。